

3-1-1 生涯学習の推進

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>これまで、本市では、船橋生涯学習基本構想・推進計画(平成12年度策定)にもとづき施策を推進してきました。これにより、市民の自主的な生涯学習活動が活発化しており、公民館等で活動する地域に根ざした社会教育関係団体の活動や、地域を超えて特定のテーマに取り組む団体の活動が見られます。</p> <p>一方、平成18年の改正により、教育基本法に生涯学習の理念がはじめて規定され、一人ひとりがその生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会を実現するとされています。</p> <p>こうした状況の中、生活を豊かにする趣味やレクリエーションに係る活動など、多様な学習の機会が得られる社会環境を整えることが求められています。</p>	<p>※第1節-1. 総合的な生涯学習の推進と、2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備、及び第3節-2. 豊かな人間性を育む学校教育の充実のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p> <p>1. 総合的な生涯学習の推進 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>今日、平均寿命の伸びや生活水準の向上、自由時間の増大などにより、自発的な学習や、趣味、スポーツ・レクリエーション、文化、ボランティア活動などに心の豊かさや生きがいを求める人々が増えてきています。</p> <p>また、国際化、情報化、科学技術の進歩など、社会経済の変化に対応するため、新たな知識・技術の習得を目指すなど、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化しています。</p> <p>このような市民の学習要求の高まりに応えるためには、生涯学習社会の構築を目指して策定された「生涯学習基本構想（ふなばし一番星プラン）」に基づき、家庭教育、学校教育、社会教育、文化、スポーツなどの振興を図るとともに、各種事業の連携・協力、情報の収集・ネットワークを図るなど、総合的に施策を推進していくことが必要です。</p> <p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p> <p>2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>近年、高齢化、情報化の進展など、社会の変化にともなって市民の学習へ</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

あらゆる機会あらゆる場所において学習することが可能な環境が整備され、多くの市民が主体的に学んでいる状態

[施策の方針]

社会教育関係団体、NPO、町会等の団体や市民一人ひとりの主体的な生涯学習活動を促進、支援するため、市民の様々なニーズに応えられるよう家庭教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等の振興を図りつつ学習機会を充実させるとともに、生涯学習施設の適切な管理など学習環境を整備します。

の関心が高まり、学習活動も高度化、多様化してきています。

このような状況の中で、今後も市民のさまざまな学習活動を促進するためには、学習への関心やニーズを的確に把握するとともに、地域づくり、環境問題、ボランティアなどの現代的、地域的課題に関する多様な学習機会を提供することが必要です。

一方、生涯学習の場としては、これまで公民館、図書館、視聴覚センター、青少年教育施設等の社会教育施設を中心に整備してきましたが、これら既存施設の老朽化による補修や改築等を計画的に取り組みとともに、今後は生涯学習を推進するための新たな拠点づくりが必要です。

また、学校施設の積極的な活用を進めるとともに、既存施設の機能の拡充と効率的な管理運営を図っていく必要があります。

第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

1. 総合的な生涯学習の推進 より

【基本方針】

市民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく」学べるよう、生涯学習推進体制の整備を進める一方で、市民の自主的な生涯学習活動を促進するため、情報の提供や相談体制の充実、指導者等の人材育成などを図ります。

第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備 より

【基本方針】

多様な市民の学習ニーズを的確にとらえ、市民一人ひとりのライフステージに応じたさまざまな学習機会の拡充を図ります。

<p>《施策の方向》</p>	<p>また、市民の学習活動の一層の充実を図るため、生涯学習センターの設置や既存施設の整備、学校開放の促進等、あらゆる施設の効率的な活用により、市民の学習の場の確保を推進します。</p>
<p>施策1) 市民の主体的な生涯学習活動の促進・支援</p> <p>市民の主体的な学習を促進するために、生涯学習活動の啓発や場の提供などの環境整備を推進します。</p>	<p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p> <p>1. 総合的な生涯学習の推進 より</p> <p>【施策の方向】</p> <p>(2) 生涯学習活動の促進</p> <p>④ 自主的な学習活動の促進</p> <p>自主学習グループをはじめ、PTA、青少年団体、女性団体等、地域における生涯学習活動の中核的役割を担う社会教育関係団体の育成を図ります。</p> <p>また、学習の成果がボランティアなどのさまざまな活動や社会に活かせるよう、活動機会の情報や学習成果の場の提供を行います。</p>
<p>[主要事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の利用の促進 ・社会教育関係団体との連携及び活動支援 ・市民の主体的な生涯学習活動の支援 	<p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p> <p>2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備 より</p> <p>(1) 学習機会の充実</p> <p>① 多様な学習機会の提供</p> <p>市民の多様なニーズに応えるため、大学等の教育機関や民間のカルチャーセンターなどとの連携を図り、さまざまな学習の機会を提供します。</p> <p>また、魅力ある地域社会を形成するため、世代間交流や地域における学習活動を促進し、まちづくり出前講座の実施、地域づくり・環境問題などの地</p>
<p>施策2) 誰もが参加できる学習機会の充実</p> <p>情報化の進展など、社会の変化に対応する学習をはじめ、市民の多様な学習ニーズに応えるために、公民館をはじめとする教育機関等の学習機会の充実を図ります。</p>	

<p>[主要事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりのライフステージに対応した学習機会の提供 社会の変化に対応した学習機会の提供 	<p>域的課題、国際化・情報化・高齢化などの現代的課題に対応した学習機会の提供を図ります。</p> <p>② 社会教育事業の充実</p> <p>公民館における地域性を考慮した特色ある事業の充実、幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた各種学習活動、図書館活動、視聴覚センター活動等の充実を図ります。</p> <p>第3節 心豊かにたくましく生きる子どもの育成</p> <p>2. 豊かな人間性を育む学校教育の充実 より</p> <p>(7) 大学・専修学校等の充実</p> <p>① 地域住民との交流の促進</p> <p>大学や専修学校の施設開放や、専門的で高度な学習機会を提供する公開講座の実施を要請し、地域住民との交流による地域の活性化を図ります。</p>
<p>施策3) 学習環境の整備・充実</p> <p>市民の主体的な学習環境を整えるため、公民館や図書館等の生涯学習施設の適切な管理を行うとともに、整備・改修を計画的に進めます。また、図書館サービスのさらなる充実を図ります。</p> <p>[主要事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設の整備 図書館サービスの充実 	<p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p> <p>2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備 より</p> <p>(2) 学習環境の整備</p> <p>② 学校開放の促進</p> <p>大学などの教育機関の開放講座を促進するとともに、運動場、体育館などの学校の施設・設備を積極的に開放します。特に、小・中学校の余裕教室については、地域の住民の学習の場としての活用を進めます。</p> <p>③ 社会教育施設の整備充実と効率的な管理運営</p> <p>デジタルライブラリーを備えた中央図書館の整備、老朽化した公民館等既存施設の補修や改築など、社会教育施設の整備充実を図ります。</p> <p>また、図書館と公民館図書室や市民の集まる公共施設等をオンラインで結</p>

び、身近なところで図書館情報の検索や貸し出し・返却などができるシステムの整備を進めます。

さらに、市民の自主的な学習活動がしやすいよう、社会教育施設間相互の事業の連携・協力を図るとともに、市民と一体となった管理運営を行うなど、施設の効率的な活用を進めます。

3-1-2 生涯学習によるまちづくりの推進

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>市民の自主的な生涯学習活動が活発化している中で、活動の成果を活用し、地域のさまざまな課題を地域の人々が自ら解決できるようになることが期待されています。</p> <p>このため、生涯学習推進体制の整備充実を図り、一人ひとりの学習や地域に対する関心の高さに応じた様々な支援を行う必要があります。そこで、家庭教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等に関する効果的な生涯学習情報の提供や、これを活用した学校・家庭・地域の連携・融合を推進することが必要となっています。</p>	<p>※第1節-1. 総合的な生涯学習の推進と、2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p> <p>1. 総合的な生涯学習の推進 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>今日、平均寿命の伸びや生活水準の向上、自由時間の増大などにより、自発的な学習や、趣味、スポーツ・レクリエーション、文化、ボランティア活動などに心の豊かさや生きがいを求める人々が増えてきています。</p> <p>また、国際化、情報化、科学技術の進歩など、社会経済の変化に対応するため、新たな知識・技術の習得を目指すなど、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化しています。</p> <p>このような市民の学習要求の高まりに応えるためには、生涯学習社会の構築を目指して策定された「生涯学習基本構想（ふなばし一番星プラン）」に基づき、家庭教育、学校教育、社会教育、文化、スポーツなどの振興を図るとともに、各種事業の連携・協力、情報の収集・ネットワークを図るなど、総合的に施策を推進していくことが必要です。</p> <p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p> <p>2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>近年、高齢化、情報化の進展など、社会の変化にともなって市民の学習への関心が高まり、学習活動も高度化、多様化してきています。</p> <p>このような状況の中で、今後も市民のさまざまな学習活動を促進するため</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

市民の生涯学習活動の成果が社会に活かされる仕組みが構築されている状態

[施策の方針]

市民一人ひとりの自己実現やその成果を活かした社会の変化に対応したまちづくりのために、市民の参画による総合的な生涯学習施策を展開します。また、様々な団体の有機的なネットワーク化により、生涯学習によるまちづくりを推進します。

には、学習への関心やニーズを的確に把握するとともに、地域づくり、環境問題、ボランティアなどの現代的、地域的課題に関する多様な学習機会を提供することが必要です。

一方、生涯学習の場としては、これまで公民館、図書館、視聴覚センター、青少年教育施設等の社会教育施設を中心に整備してきましたが、これら既存施設の老朽化による補修や改築等を計画的に取り組むとともに、今後は生涯学習を推進するための新たな拠点づくりが必要です。

また、学校施設の積極的な活用を進めるとともに、既存施設の機能の拡充と効率的な管理運営を図っていく必要があります。

第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

1. 総合的な生涯学習の推進 より

【基本方針】

市民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく」学べるよう、生涯学習推進体制の整備を進める一方で、市民の自主的な生涯学習活動を促進するため、情報の提供や相談体制の充実、指導者等の人材育成などを図ります。

第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備 より

【基本方針】

多様な市民の学習ニーズを的確にとらえ、市民一人ひとりのライフステージに応じたさまざまな学習機会の拡充を図ります。

また、市民の学習活動の一層の充実を図るため、生涯学習センターの設置や既存施設の整備、学校開放の促進等、あらゆる施設の効率的な活用により、市民の学習の場の確保を推進します。

<p>《施策の方向》</p>	<p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p>
<p>施策1) 学校・家庭・地域の連携・融合の推進</p>	<p>1. 総合的な生涯学習の推進 より</p>
<p>市民の生涯学習活動の成果をまちづくりに活かすため、活動するための能力や知識を持つ地域の人や団体と、情報を求めている人や団体を結ぶ機会の充実を図ります。また、学校と地域の諸団体との生涯学習情報が相互に活用できるような連携体制を整備します。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>(2) 生涯学習活動の促進</p> <p>① 情報提供の充実</p> <p>市民の生涯にわたる学習活動の促進を図るため、インターネットなどを利用した情報のネットワーク化を進め、生涯学習情報システムを構築します。</p> <p>また、学習機会や施設情報誌の刊行、各種の生涯学習関連資料の発行を行い、市民一人ひとりが必要とする多様な学習情報を提供します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校支援整備事業への地域の連携・協力の促進 ・ 市民への生涯学習情報の提供 ・ 学校と地域の情報交流の促進 	<p>② 相談体制の整備</p> <p>生涯学習相談員を設置するなど、市民の多様化、高度化する学習ニーズに対応するため相談体制の充実・強化を図ります。</p> <p>④ 自主的な学習活動の促進</p> <p>自主学習グループをはじめ、PTA、青少年団体、女性団体等、地域における生涯学習活動の中核的役割を担う社会教育関係団体の育成を図ります。</p> <p>また、学習の成果がボランティアなどのさまざまな活動や社会に活かせるよう、活動機会の情報や学習成果の場の提供を行います。</p>

	<p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築</p> <p>1. 総合的な生涯学習の推進 より</p> <p>【施策の方向】</p> <p>(1) 生涯学習推進体制の整備</p> <p>① 生涯学習推進計画の策定</p> <p>「生涯学習基本構想」に基づく「生涯学習推進計画」を策定し、学校教育、社会教育をはじめ、民間の教育機能との連携も図りながら、生涯学習関連施策を総合的・体系的に推進します。</p> <p>(2) 生涯学習活動の促進</p> <p>③ 人材の育成・活用の推進</p> <p>ボランティア大学、老人大学、スポーツ健康大学など、現在行われている各種大学については、カリキュラムを統一した市民総合大学を設置し、講座等の内容を充実しながら、ボランティアや指導者の育成を図ります。</p> <p>また、各種の技能や知識をもった民間指導者の人材発掘を行い、積極的な活用を推進するため、生涯学習人材バンク（指導者登録制度）を設置し、市民の生涯学習活動の活性化を図ります。</p>
<p>施策2) 生涯学習推進体制の整備・充実</p>	
<p>生涯学習によるまちづくりを進めるため、第2次生涯学習基本構想・推進計画に基づき、推進体制を整備します。また、市民の生涯学習への参加促進とその質の向上を図るため、ふなばし市民大学校の充実に向けたカリキュラムの見直しを積極的に行い、市民の生涯学習機会の拡充と、学習成果のまちづくりへの還元を進めます。</p>	
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次生涯学習基本構想・推進計画に基づく推進体制の整備 ・ ふなばし市民大学校のカリキュラムの充実 ・ ふなばし市民大学校まちづくり学部修了生の活用 	

3-2-1 個性豊かな市民文化の創造

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>市民の文化活動は着実に定着しており、市内の芸術文化団体には長期間活動し、自立している団体も多くなってきている一方、時代の変化とともに新たな団体も増えてきています。</p> <p>また、市内には多くの文化財や遺跡があり、歴史や民俗等をテーマとする郷土資料館、縄文時代を主たるテーマとする飛ノ台史跡公園博物館等でこれらを活用した事業が行われてきましたが、近年は市民ニーズに応じて、関係機関合同の企画展等を行っています。</p> <p>こうした状況の中、優れた芸術文化に触れる機会の増大、市民自らが参画する文化活動の場の拡充並びに充実した情報の提供などの市民サービスがさらに求められているとともに、地域活性化の資源とされる文化財や遺跡の調査、研究、保存、活用のための体制のさらなる充実が必要とされています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>[めざすべき姿]</p> <p>芸術文化の良好な環境が整えられるとともに、文化財や遺跡等の効果的な活用により、市民が“ふるさと船橋”へ愛着を抱いている状態</p>	<p>※第2節-1. 個性豊かな市民文化の創造のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第2節 文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり</p> <p>1. 個性豊かな市民文化の創造 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>潤いや生きがいなど心の豊かさを求める時代になり、市民の芸術や文化に対する関心の高まりにともない、芸術文化活動や優れた芸術作品の鑑賞機会の充実が求められています。</p> <p>このため、今後も、市民の芸術文化活動がさらに活発に行われるよう、個性豊かな市民文化の振興を図っていくことが必要です。</p> <p>一方、今日の急激な都市化の進展にともなって、市民の共有財産である貴重な埋蔵文化財や民俗文化財等が失われつつある状況の中、今後も保護・保存に努め、これらの歴史的遺産や伝統を積極的にまちづくりに活用していくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>市民一人ひとりが郷土の歴史や優れた芸術文化にふれ、潤いのある生活を送れるよう、鑑賞の機会の充実を図るとともに、市民主体の芸術文化活動の活性化を図り、芸術文化の振興と市民文化の創造を目指します。</p> <p>また、貴重な文化遺産を後世に伝えるため、保護・保存と活用を推進し、市民のふるさと意識の高揚を図ります。</p>

〔施策の方針〕

市民主体の船橋らしい芸術文化の振興を図っていくために、芸術文化活動及び芸術作品鑑賞をしやすい環境を整えます。また、文化財や遺跡等の調査、研究、保存、活用を効果的に行うため、地域との連携や博物館を含めた体制の充実を図っていきます。

《施策の方向》

施策 1) 芸術文化の振興

船橋らしい芸術文化活動及び芸術作品鑑賞がしやすいよう環境を整え、文化活動の発表及び質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図るために、文化施設の整備を進め、市民への支援体制を推進していきます。

〔主要事業〕

- ・ 船橋市文学賞
- ・ ふなばし音楽フェスティバル
- ・ 船橋ゆかりの芸術家の発掘・育成・作品鑑賞の推進
- ・ 市民文化ホール・市民文化創造館における発表・鑑賞環境の整備
- ・ 市民ギャラリー・茶華道センターにおける発表・鑑賞環境の整備

【施策の方向】

(1) 芸術文化の振興

① 芸術文化活動の促進

市民の芸術文化への関心が高まり、より多くの市民が文化に触れ、楽しみ、心豊かに潤いのある生活を送れるよう、質の高い芸術文化鑑賞の機会の充実を図るとともに、文化に関するさまざまな情報の提供や、市民の自主的な芸術文化活動に対する施策の充実を図ります。

また、姉妹・友好都市をはじめとした諸外国や国内の地域との芸術文化交流を促進します。

② 芸術文化活動・発表の場の提供

市民の多様な芸術文化活動に応えるため、また、市民が気軽に芸術文化にふれ親しめるよう、既存の文化施設の有効活用を図ります。また、学校、駅等公共施設の開放や民間施設との連携により、活動の場や発表の場の拡充を図ります。

さらに、新しい文化創造の拠点となる芸術文化施設の設置について、県へ働きかけるとともに、市においても芸術文化施設構想懇談会を早期に設置し、本市にふさわしい施設についての計画づくりを進めます。

施策2) ふるさとの歴史・文化財の保存と活用

“ふるさと船橋”に愛着を持ってもらうために、文化財や遺跡の調査、研究、保存、活用などを行い、地域との連携をとりながら体制の充実を図るとともに、博物館の整備を推進していきます。

〔主要事業〕

- ・文化財の保護・活用・普及
- ・埋蔵文化財の調査
- ・市内の考古・歴史・民俗等の調査研究、展示、教育普及の充実
- ・市内の縄文時代を中心とした考古資料の調査研究、展示、教育普及の充実
- ・21世紀のデジタルプロジェクト

(2) ふるさとの歴史・文化の保存と活用

① 文化財の保護・保存と活用

文化財の指定や市史編さん事業等を通して調査及び保存を推進し、後世に伝える貴重な文化財の保護・保存を行い、市民の郷土意識の高揚を図ります。

また、地域の歴史や文化財を活かし、個性的で魅力あるまちづくりを進めます。

③ 飛ノ台史跡公園博物館の整備活用

縄文時代早期の貴重な遺跡である飛ノ台貝塚を史跡公園博物館として整備し、本市の歴史や民俗、自然などの学習や体験ができる場として、その活用を図ります。

⑤ 郷土芸能の継承

市内各地に伝わる祭りや郷土芸能に接する機会の充実を図り、地域の人々の交流の促進や、ふるさと意識を高めるため、その保護と継承を図ります。

3-2-2 いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和58年（1983年）10月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを行ってきました。</p> <p>一方、日常生活における慢性的な運動不足やそれに伴う精神的ストレスが増大する中、多くの市民が運動不足解消や健康づくりのため運動に親しんでおり、平成21年の市民意識調査によれば、ウォーキングや体操などの比較的軽い運動を週1回程度以上行っている市民は約4割に上ります。</p> <p>また、市内のスポーツ施設の利用状況は増加傾向にあり、特に船橋アリーナの利用者数は平成19年度以降大きく増加しているなど、スポーツ活動への市民のニーズは高まっています。</p> <p>こうした状況に対し、身近なところで気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション振興策の推進が求められています。このため、計画的なスポーツ・レクリエーション施設の整備と管理運営の改善を図っていく必要があります。</p>	<p>※第1節-2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備と、第2節-2. いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第2節 文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり</p> <p>2. いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>モータリゼーションの進展により、日常生活における慢性的な運動不足やそれともなう精神的ストレスが増大する中で、スポーツ・レクリエーションは健康づくり、体づくりには欠かせないものとなっています。</p> <p>本市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和58年（1983年）10月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりに取り組んできました。</p> <p>今後も、自由時間の増大、高齢化の進展などにより、健康への関心が高まる中で、幼児から高齢者まで市民一人ひとりが、年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、学校の体育館、運動場などの施設を積極的に地域に開放するなど、身近なところで気軽に楽しめるような生涯スポーツ・レクリエーション振興策の一層の推進が必要です。</p> <p>また、施設の整備を計画的に取り組むとともに、管理運営については市民が利用しやすいよう、改善を図っていく必要があります。</p> <p>さらに、スポーツによるけがや障害を起こさないよう、指導者も含めた事故防止対策のための知識の普及も必要となっています。</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供されている状態

[施策の方針]

多様化する市民のスポーツ・レクリエーション活動に対応するため、推進体制や基盤の整備充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

スポーツ・レクリエーション振興策を推進するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成支援、施設予約システムの整備、姉妹都市等との交流などを行います。

[主要事業]

- ・ 地域・スポーツ・レクリエーション団体との連携及び活動支援
- ・ 地域リーダーの養成

【基本方針】

市民一人ひとりが生涯にわたり、生きがいを感じて健康な生活を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも、気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。また、指導者の養成・確保等を図り、市民のスポーツ・レクリエーション活動を振興します。

【施策の方向】

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

① 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

地域のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、地域スポーツ・レクリエーションクラブや団体の育成援助を行います。

また、各種関係機関との連携を強化し、多様化する市民のニーズに応えるため、スポーツ情報や機会のネットワークを図り、施設案内や予約などが身近な公共施設で可能となるシステムを整備するなど、生涯スポーツ・レクリエーションの推進体制や基盤の整備・充実を図ります。

② スポーツ・レクリエーション指導者の養成と活用

市民の多様なニーズに応えるため、スポーツ健康大学において地域のリーダーを養成します。

また、民間も含めた指導者登録を進めるとともに、その活用を図ります。

③ 健康・体力づくり環境の整備

市民一人ひとりが明るく楽しく健康な生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーションを通じた健康・体力づくりに関する相談や学習機会を提供します。

	<p>④ スポーツ・レクリエーション国際交流の促進 国際交流に関係する機関や民間団体と協力しながら、諸外国との親善と技術向上を目的とするスポーツ・レクリエーション交流や市内に在住する外国人とスポーツ・レクリエーションを通じた交流を促進し、相互理解や認識を一層深めます。</p>
<p>施策2) スポーツ・レクリエーション活動の促進</p>	<p>第1節 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築 2. ライフステージに応じた学習機会の拡充と学習環境の整備 より</p>
<p>市民主体のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動機会の拡充、運動に親しむ資質や能力の育成、競技団体への支援、体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会の提供などを行います。</p>	<p>(2) 学習環境の整備 ② 学校開放の促進 大学などの教育機関の開放講座を促進するとともに、運動場、体育館などの学校の施設・設備を積極的に開放します。特に、小・中学校の余裕教室については、地域の住民の学習の場としての活用を進めます。</p>
<p>〔主要事業〕 ・各種スポーツ大会等の開催 ・スポーツ・レクリエーションの場としての学校開放</p>	<p>第2節 文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり 2. いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興より</p>
	<p>(2) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進 ① 生涯スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充 市民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズを的確に把握し、一人ひとりの体力や年齢に応じて市民が気軽に参加できるようなプログラムの開発や各種スポーツ教室、レクリエーション大会を開催し、地域ぐるみでスポーツ・レクリエーションが楽しめるような活動機会の拡充を図ります。 ② 学校でのスポーツ活動の充実 子どもたちが運動に親しみ、基礎的な体力や運動能力の向上を図りながら、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力の育成を図るため、体育の授業や部活動など学校でのスポーツ活動の充実を進めます。</p>

	<p>③ 競技スポーツの充実 見る側にも大きな感動や活力を与える競技スポーツの振興を図るため、市民体育大会等の各種大会を開催するほか、国民体育大会等への参加を促進するため競技団体などへの支援を行います。</p> <p>④ 高齢者・障害者のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進 高齢者や障害者がスポーツ・レクリエーション活動を通して、健康や生きがいを感じるなど、生活の質の向上や仲間づくりを促進するため、それぞれの体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。</p> <p>(3) スポーツ・レクリエーション施設の整備</p> <p>② 学校体育施設の開放 学校体育施設を地域における生涯スポーツ・レクリエーション活動の拠点とし、開放事業の充実を図ります。</p>
<p>施策3) スポーツ・レクリエーション施設の整備</p>	<p>(3) スポーツ・レクリエーション施設の整備</p>
<p>身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の充実を図るため、既存施設の整備、多目的に利用できる広場等の整備、民間等の所有地の開放協力依頼などを行います。</p>	<p>① スポーツ・レクリエーション施設の整備 既存の施設の整備・充実を図るほか、市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめるような施設の整備を進めます。 また、遊休地等を活用し、多目的に利用できる広場等の整備を計画的に進めていきます。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公式競技のできる運動公園施設の整備 ・ テニス、野球、グラウンドゴルフ中心の初心者向け運動広場の整備 ・ いつでも気軽に利用できるまちかどスポーツ広場の整備 ・ 民間スポーツ・レクリエーション施設の市民への開放 	<p>③ 民間スポーツ・レクリエーション施設との連携 企業等民間が所有するスポーツ・レクリエーション施設を市民に開放するよう協力を求めています。</p>

3-3-1 関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>働きながら子育てをする家庭の増加や変化が激しい近年の社会経済環境を背景として、子育てに関する家庭の悩みや不安が大きくなっています。また、少子高齢化、核家族化が進行し、さらに、家庭と地域社会のつながりが希薄化し、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されています。</p> <p>こうした状況に対し、家庭教育への支援の充実を進める上で、地域全体で子育てを支えていくためのより良い環境を作っていくとともに、学校・家庭・地域の連携を基盤として地域の教育力を高め、地域の子どもを地域で守り育てる新たな地域コミュニティを構築することが必要です。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>学校・家庭・地域の連携協力により、家庭・地域の教育力を高める、新たな地域コミュニティが構築され、地域で子どもを守り育てる環境が確立されている状態。</p>	<p>※第3節-1. 親と子を育む家庭教育の充実と、2. 豊かな人間性を育む学校教育の充実のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第3節 心豊かにたくましく生きる子どもの育成</p> <p>1. 親と子を育む家庭教育の充実 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>近年、都市化・核家族化の進展、共働き世帯の増加などにより、子どもの人格形成に必要な生活体験の場が減少し、人間関係が希薄化している中で、親子のふれあいや会話の時間が減少するなど、親と子のつながりが弱まる一方、過保護などによる甘やかし、しつけ不足が指摘されています。</p> <p>また、育児についての知識・情報を得る機会が少なく、相談相手もいないことから、子育てに対して不安を抱えた母親が育児ノイローゼになるなどの問題も発生しており、相談体制の充実が求められています。</p> <p>今後は、家庭教育が果たす役割の重要性について、親の認識を深めるとともに、家庭、学校、地域との連携を強化し、子どもが健やかに成長できるような環境の整備を図っていくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>家庭教育の重要性や親の役割についての認識を深めるため、啓発を行うとともに、子育てに関する学習機会の拡充や相談体制の充実を図ります。</p>

〔施策の方針〕

時間的制約などにより、家庭教育について学ぶことのできない保護者にも対応できる環境を整備するとともに、相談体制の充実を図り、積極的な家庭教育への支援を行います。

また、学校・家庭・地域との連携を強化し、地域の子どもを地域で守り育てる体制を整備します。

《施策の方向》

施策 1) 家庭教育の充実

家庭教育が果たす役割とその重要性に対する保護者の認識を更に深めるため、子どもを有する家庭に対するきめ細かい支援により、学習機会の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・家庭教育相談の実施
- ・家庭教育セミナーの実施
- ・家庭教育推進事業の充実

【施策の方向】

(1) 家庭教育の充実

① 学習機会の充実

子どもの発達段階に応じた家庭教育セミナーの実施や親子でふれあえる機会、世代間交流などのほか、子育てに父親の参加を促すため、夫婦を対象とした子育て教室を実施するなど、多様な学習機会の提供を行います。

② 子育てに関する相談・啓発の充実

育児にかかる各種の相談や情報の提供を行う子育て支援センターなどの関係機関と連携を図り、多様化・複雑化する子育てに関する悩みや不安に対応した相談体制の整備を図ります。

また、家庭教育の重要性についての啓発を行います。

第3節 心豊かにたくましく生きる子どもの育成

2. 豊かな人間性を育む学校教育の充実 より

(1) 幼児教育の充実

③ 子育て支援事業の推進

核家族化や都市化にともなう人間関係の希薄化などにより、子育てに不安を抱く親が増加しているため、子育てに関する各種の情報提供や相談事業の

	<p>充実を図ります。また、幼稚園での預かり保育を促進するとともに、現在、保育所で実施している子育て支援事業の充実を図ります。</p>
<p>施策2) 地域の教育力の充実</p>	<p>第3節 心豊かにたくましく生きる子どもの育成</p>
<p>地域の教育力を高め、教育を支える地域環境の充実を図るため、地域全体で学校を支援するなど、学校と地域の連携を強化し、一体となって活動できる体制を整備します。</p>	<p>1. 親と子を育む家庭教育の充実 より</p> <p>(1) 家庭教育の充実</p> <p>③ 家庭・学校・地域の連携強化</p> <p>家庭・学校・地域の連携を図り、地域活動や体験活動などへの参加を促進し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めます。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域による学校支援の推進 ・ 学校と地域社会の情報交流の促進 	<p>第3節 心豊かにたくましく生きる子どもの育成</p> <p>2. 豊かな人間性を育む学校教育の充実 より</p> <p>(1) 幼児教育の充実</p> <p>② 幼稚園・保育所等と小学校との連携の強化</p> <p>幼児期における教育は、関係機関が連携し一貫した取り組みを進める必要があることから、家庭と幼稚園・保育所等と小学校の連携を強化し、幼児教育の充実を図ります。</p> <p>また、幼児が適正な環境で充実した教育が受けられるよう、私立幼稚園、私立保育所に対して運営費補助を行います。</p>
	<p>(4) 余裕教室の有効利用の促進</p> <p>余裕教室については、放課後児童健全育成事業・防災備蓄倉庫・老人デイサービスセンター・コミュニティルーム等、地域の要望に応じた活用を計画的に進めていくとともに、市民図書室等、地域の人々の学習の場としてもその活用を促進していきます。</p> <p>(8) 地域に開かれた学校づくり</p> <p>① 地域交流の促進</p>

保護者や地域の人々と学校行事、地域の行事等さまざまな交流をととしたコミュニティづくりを促進するとともに、今後は特に子どもと高齢者との交流を促進し、学校教育では得られない知恵や生き方、思いやりの心を育むなど、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

② 地域の人材・環境・施設を活かした学習活動の推進

教科・部活動等の教育活動に、長年培ってきた知識や技術を持つ高齢者など地域の人々の協力を得たり、地域の環境や施設を活用し、子どもの主体性を尊重した活動や体験を通じた学習活動を推進します。

3-3-2 豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>社会の急激な変化により、子どもたちを取り巻く生活環境も多様化しています。また、社会全体のモラルが低下し、それが子どもたちの豊かな心の成長に影響を落としかねない状況があり、「知育・徳育・体育」のバランスがとれた教育を一層推進していくことが必要です。</p> <p>こうした状況の中、様々な考え方や文化の背景を持つ人々と協調し、よりよく生きていこうとする力をつけさせるため、家庭や地域とも連携を図りながら、社会の一員として生きる自覚を促し、豊かなコミュニケーション能力や個性を伸ばす教育が求められています。</p> <p>同時に、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるためにも、子どもたち一人ひとりが生涯にわたり学び続けるための基礎を培い、学習意欲の向上や学習習慣の確立を促し、「確かな学力」を身につけることができるように、特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上、教育環境の整備を図ることが必要です。</p> <p>さらに、耐震改修をはじめとした安心・安全で質の高い施設整備が必要とされています。また、学校間の規模の格差が広がり、学区変更が必要になるといった問題も生じています。</p>	<p>※第3節-2. 豊かな人間性を育む学校教育の充実のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第3節 心豊かにたくましく生きる子どもの育成</p> <p>2. 豊かな人間性を育む学校教育の充実 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>近年、核家族化、少子・高齢化の進展、共働き世帯の増加などにともない、子どもを取り巻く環境も著しく変化しています。</p> <p>このような社会の変化に対応することができるよう、子どもたちの個性や能力を伸ばすとともに、生涯を通して学び続ける意欲や能力を身につけた心豊かな人づくりを目指す教育が求められています。</p> <p>人間形成の基礎を培ううえで重要な役割を果たす幼児教育については、就学前教育の確立を図るため、幼稚園・保育所等と小学校及び家庭や地域との連携を強化し、思いやりの心や幼児期にふさわしい道徳性を身につける必要があります。</p> <p>小・中学校教育については、基礎・基本の学習能力や体力の定着を図るとともに、自ら学ぶ意欲や心の教育を充実し、心身のバランスのとれた健康で情操豊かな児童・生徒の育成が求められています。</p> <p>一方、いじめや不登校などの悩みを持つ児童・生徒の増加や学級崩壊などは深刻な社会問題となっており、これらに対する家庭・地域・学校での総合的な対応が求められています。</p> <p>障害児教育については、多様な障害に応じた生活訓練や学習指導の充実とあわせて、学校間や地域との交流を深める必要があります。</p> <p>高等学校教育については、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすとも</p>

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

学校、家庭、地域が一体となり、子どもたち一人ひとりの人格や個性を尊重し、主体的に学ぶ意欲や心豊かな人間性を育み、社会の中でよりよく生きていくための教育を推進している状態

〔施策の方針〕

子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むために、教職員の資質・指導力の向上をめざした研修や教育環境の整備を行うとともに、各学校が創意工夫を凝らし特色ある学校づくりを推進し、学校教育の充実を図ります。

に、主体的な学習を促しながら、個々の適性に応じた教育課程の多様化を図っていく必要があります。

これらの学校教育の充実には、各学校が創意工夫を凝らし、特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上、教育環境の整備等を図ることが必要です。

また、大学など専門的な教育機能の地域への開放を促進していくことも必要です。

【基本方針】

子どもたち一人ひとりの人格や個性を尊重しながら、主体的に学ぶ意欲や心豊かな人間性を育む教育を推進します。

また、社会の変化に対応した教育を推進するとともに、地域への学校施設の開放や地域の人材や環境を活かした学習活動を行うなど、学校、家庭、地域が一体となった教育を推進します。

<p>《施策の方向》</p>	<p>【施策の方向】</p>
<p>施策1) 教育内容の充実</p>	<p>(2) 教育内容の充実</p>
<p>心身の発達に応じた能力、適性、興味、関心を大切にするため、生徒の個性に応じた学校教育内容の充実により、一人ひとりの学習活動を支援します。</p>	<p>① 創意とゆとりある学校づくりの推進 各学校の特色を活かした、創意と工夫に満ちた教育を推進します。 また、学校週5日制の実施や新教育課程の編成にともない、教育内容を厳選し、基礎・基本の定着を図りながら、ゆとりある学校教育を推進します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導の改善による学力の向上 ・ 教育課題に対応する教育の推進 ・ 道徳的実践力と規範意識の向上 ・ 生徒指導の機能の向上 ・ 体力向上と健康教育の推進 ・ 特別支援教育の推進 	<p>② 学習指導の充実 心身の発達段階に応じた能力・適性・興味・関心を大切に、一人ひとりの学習活動を支援します。 また、自ら学び、考え、判断できる主体性を育むため、新たに導入される「総合的な学習の時間」についての研究を深め、指導の充実を図ります。</p> <p>③ いじめ・不登校対策等生徒指導の充実 いじめや不登校などの問題に対応し、豊かな人間関係づくりを進めるためカウンセリング室を整備し、専門的知識を有するカウンセラーや心の教室相談員を活用した相談・指導体制の充実を図るとともに、特に不登校の子どもに対しては、訪問指導や適応指導教室の充実を図ります。 また、総合教育センターにいじめ110番を設置するなど、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備を図ります。</p>
	<p>④ 豊かな心と自主性を育む教育の推進 人間としてのあり方や生き方の基礎となる道徳的価値観について学び、自覚を深める道徳教育、命の大切さや基本的人権を尊重する人権教育、ボランティア活動等の体験活動や集団活動を通して自主性や協調性など豊かな人間性を育む心の教育を推進します。</p> <p>⑤ 社会の変化に対応した教育の推進 ア) 情報を主体的に活用できる能力を育成するなど、情報化社会の進展に対応した情報教育を推進します。</p>

1) 身近な環境から地球規模の環境まで、環境の保全に対する理解と関心を深める環境教育を推進します。

㊦ ボランティア活動等地域の人との交流やふれあいなど、さまざまな体験活動を通して、地域社会の一員としての意識を育成し、助け合いや奉仕の心を養う福祉教育を推進します。

I) 国際化社会の中で、外国の文化や生活に対して正しい理解を持ち、外国の人々と共生できる資質や能力を育成するため、中学・高等学校のほか小学校においても外国語指導助手（ALT）の活用を図り、生きた英語教育と国際理解教育を推進します。また、帰国子女に対する教育の充実を図ります。

⑥ 健康・安全教育の充実

健康づくり・体力づくりを推進し、心身の健全な発育と基礎的な体力の向上を図るとともに、運動部活動については、特に一人ひとりの体力や身体に応じた適正な指導を行い、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成を図ります。

エイズなどの感染症やその予防に対する正しい知識や薬物乱用の防止などに適切に対応します。

また、交通安全教育及び防災教育など安全教育の充実を図ります。

⑦ 学校給食の充実

給食施設の整備を図るとともに衛生管理を徹底し、安全でおいしい、栄養バランスのとれた学校給食の提供と望ましい食習慣、食生活が身につくよう給食指導を推進します。

⑧ 社会的自立を目指す障害児教育の充実

心身に障害のある子どもの能力や個性をのばし、地域社会で自立できるよう、障害の程度に応じた適切な教育や進路指導の充実を図ります。

また、障害児が一般の児童・生徒や地域の人々との交流を通じて豊かな人間性や社会性を養い、好ましい人間関係を育む交流教育を推進します。

	<p>さらに、県立・市立養護学校の施設・設備の整備を進めるとともに、小中学校の特殊学級については適正配置を図ります。</p> <p>⑨ ノーマライゼーション教育の充実 障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるため、養護学校と近隣の小中学校や特殊学級との交流を推進します。</p> <p>⑩ 中高一貫教育の推進 6年間にわたる計画的・継続的な教育指導により、子どもたちの個性や創造性の伸長が期待される中高一貫教育の推進に取り組みます。</p>
<p>施策2) 教職員の資質・指導力の向上</p>	<p>(3) 教職員の資質・指導力の向上</p>
<p>教職員の資質・指導力を高めるため、社会の変化に対応できる教育を研究するとともに、専門的知識や技能の向上を図るために、各種研修会等を実施します。</p>	<p>社会の変化に対応できる教育を研究するとともに、専門的知識や技能の向上を図るため各種研修会を実施し、教職員の資質・指導力を高めます。</p> <p>また、学校における行事等の見直しを行い、教職員の実務環境の改善を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力と信頼性の向上 ・授業力向上の支援体制の整備 ・教職員が子どもに向き合う体制の整備 	<p>総合教育センターについては、教育研究及び研修の充実を図り、教職員の指導を推進するとともに、教育に関するさまざまな相談活動や教育関係情報の提供を行います。</p>

施策3) 教育環境の整備	(5) 教育環境の整備
<p>快適で安全な学習環境を提供するため、耐震改修工事を進めるとともに、教育施設等の整備・充実、環境の美化を図り、児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備します。</p>	<p>① 学校施設等の整備・充実 快適で安全な学習環境を提供するため、老朽化した校舎の改修を計画的に進めるとともに、校舎耐震性能の改善・防災機能の強化を図るほか、教育内容の多様性に応じた教育施設等の整備・充実を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・快適な施設づくりの推進 ・安全を確保する体制づくりの推進 ・個に応じた質の高い教育環境の整備 	<p>また、学校緑化を推進し、地域と調和のとれた環境の美化に取り組みます。</p> <p>② 学校規模の適正化 児童・生徒の減少が予測されるなか、通学区域の見直しや再編も含めた学校規模の適正化を図ります。</p>
	<p>③ 30人学級への取り組み 子どもの個性を尊重したゆとりある教育環境を実現するため、30人学級への取り組みを進めます。</p>
施策4) 家庭・地域との連携	(8) 地域に開かれた学校づくり
<p>子どもたちの健全な育成を図るために、家庭と地域との連携を一層強化します。</p>	<p>① 地域交流の促進 保護者や地域の人々と学校行事、地域の行事等さまざまな交流をとおしたコミュニティづくりを促進するとともに、今後は特に子どもと高齢者との交流を促進し、学校教育では得られない知恵や生き方、思いやりの心を育むなど、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域の連携の強化 ・子どもを地域で守り育てる体制の構築 ・新しい学校体制づくりの推進 	<p>② 地域の人材・環境・施設を活かした学習活動の推進 教科・部活動等の教育活動に、長年培ってきた知識や技術を持つ高齢者など地域の人々の協力を得たり、地域の環境や施設を活用し、子どもの主体性を尊重した活動や体験を通じた学習活動を推進します。</p>
	<p>③ 学校施設の開放の促進 市民の芸術文化活動やスポーツ活動など生涯学習の高まりに応えるため、</p>

	<p>また、学校と地域との結びつきを深めるため、学校の施設開放を進めます。</p> <p>④ 学校種間の連携・交流の推進</p> <p>地域の特性を活かした教育を一貫して取り組むため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び養護学校など学校種間でクラブ活動や行事等を通した子ども同士、あるいは生徒指導、研修会等を通した教員同士の連携と交流を推進します。</p> <p>⑤ 開かれた学校づくりの推進</p> <p>学校の運営について、保護者や地域住民の意向を把握し反映するため、「学校評議員」制度を地域の実情に応じて導入するなど、より一層地域に開かれた学校づくりを推進します。</p>
<p>施策5) 市立高等学校教育の充実</p>	<p>(6) 高等学校教育の充実</p>
<p>社会の変化に対応した教育を推進し、生徒一人ひとりが個性を發揮できるように、特色ある教育を推進します。</p>	<p>① 高等学校教育の充実</p> <p>それぞれの生徒の能力や適性、進路希望などに応じた学習指導、進路指導の充実を図るとともに、社会の変化に対応した教育を推進し、多様な科目の導入により、生徒一人ひとりが個性を發揮できるよう、特色ある学校づくりを推進します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力を高める改革の推進 ・ 施設設備の改善 	<p>また、働く青少年等の学習の場としてだけでなく、勉学に意欲のある者のための全日制高校の補完的な役割も果たしている定時制高校についても、社会環境、生徒の能力、適性、関心等に応じた教育を推進します。</p>
	<p>③ 市立高等学校の充実</p> <p>市立高等学校に設置されている普通科、商業科、体育科のそれぞれの生徒の能力や特技、個性を伸ばすとともに、授業へのコンピューター活用の拡大や演劇科・音楽科など本市の特性を活かしながら時代に応じた新たな学科を導入するなど、特色と魅力ある学校づくりを推進します。</p>

施策6) 幼児教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期の教育をよりよいものにするため、幼稚園への支援の充実を図るとともに、子どもたちが、幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行ができるように、幼稚園・保育園と小学校との連携を強化します。

〔主要事業〕

- ・ 幼稚園教育の振興
- ・ 幼稚園、保育園と小学校との連携推進

(1) 幼児教育の充実

① 幼児教育の振興

遊びを中心とした集団生活や豊かな体験を通して基本的な生活習慣・思いやりの心、幼児期にふさわしい道徳性を身につけるなど、幼児教育の振興を図るため、幼稚園への就園を奨励します。また、保護者の負担軽減を図るため就園奨励助成を行います。

② 幼稚園・保育所等と小学校との連携の強化

幼児期における教育は、関係機関が連携し一貫した取り組みを進める必要があることから、家庭と幼稚園・保育所等と小学校の連携を強化し、幼児教育の充実を図ります。

また、幼児が適正な環境で充実した教育が受けられるよう、私立幼稚園、私立保育所に対して運営費補助を行います。

③ 子育て支援事業の推進

核家族化や都市化にともなう人間関係の希薄化などにより、子育てに不安を抱く親が増加しているため、子育てに関する各種の情報提供や相談事業の充実を図ります。また、幼稚園での預かり保育を促進するとともに、現在、保育所で実施している子育て支援事業の充実を図ります。

3-3-3 次代を担う青少年健全育成の推進

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>家庭での教育力の低下や地域社会における人間関係の希薄化、情報化などを背景とした個の単位での余暇時間増大による友達づきあいの希薄化などにより、青少年が基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身につけにくい社会環境への変化が一層進行しています。また、いわゆるニート・フリーター問題は本市においても指摘されており、社会的、経済的に自立できる能力を十分に身につけることができていない青少年が増加しています。</p> <p>こうした状況に対し、健全な社会性を有する青少年を育成するため、家庭におけるしつけや教育力の向上を図るとともに、地域社会における人と人とのつながりを再生し、青少年を見守り育てる機能を高めることが求められています。また、青少年の職業観を育成するとともに、自立を促進していくことも必要とされています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>[めざすべき姿]</p> <p>家庭と地域、学校等の関係機関の連携による支援のもと、青少年の健全な成長と自立が実現している状態</p>	<p>※第3節-3. 次代を担う青少年健全育成の推進のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第3節 心豊かにたくましく生きる子どもの育成</p> <p>3. 次代を担う青少年健全育成の推進 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>都市化や核家族化、共働き世帯の増加などの影響により、家庭でのしつけ能力が低下し、さらに、児童・生徒の地域社会とのつながりが希薄化するなど、青少年にとって豊かで多様な生活体験や活動体験の機会が減少しています。</p> <p>このような状況の中、自主性と社会性を備え、心身ともにバランスの取れた健全な青少年を育成するためには、学校週5日制の実施による「ゆとり」の時間を活かし、家庭、学校、地域が一体となって、地域社会でのさまざまな活動や体験、世代間交流・異年齢交流などを促進するとともに、明るく健全な社会環境の整備を図っていくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>自ら学び、自ら考え、主体的に行動できる資質や能力を身につけ、社会的に自立した青少年を育成するため、家庭、学校、地域社会の連携を強化し、青少年団体活動や交流活動などの学校外活動や社会参加を促進します。</p>

〔施策の方針〕

青少年の成長を支援する環境を整備するため、家庭における青少年の社会性を育む教育を促進、支援する取り組みを進めるとともに、地域社会における青少年の社会参加機会の充実を促進します。

また、青少年の社会的、経済的に自立する意欲や能力を高めるため、相談・支援体制を充実します。

《施策の方向》

施策1) 青少年健全育成活動の促進

社会全般の規範意識を高めるために、青少年にとどまらず、保護者を巻き込んだ相談・支援体制を充実します。

また、地域全体で青少年を守り育てる環境を形成するため、地域住民、関係団体、関係機関等が連携・協力して青少年の健全育成に取り組む体制を構築します。

〔主要事業〕

- ・ 青少年団体等との連携及び活動支援
- ・ 街頭指導活動の推進
- ・ 電話・来所による青少年相談の実施

【施策の方向】

(1) 青少年健全育成活動の促進

① 青少年健全育成活動の促進

青少年相談員連絡協議会、青少年補導委員連絡協議会、青少年の環境を良くする市民の会など、関係団体との連携を強化し、社会環境浄化の啓発活動の充実を図るなど、地域ぐるみの青少年健全育成活動を促進します。

また、青少年センターを拠点として、青少年非行の早期発見、未然防止を目的とした街頭指導の充実強化や、相談活動など青少年の非行防止のための活動を推進します。

② 青少年団体の育成と指導者の養成

青少年の健全育成のための活動を行っている各種団体を支援します。

また、青少年の相談も複雑・多様化していることや、心豊かで心身ともにたくましい青少年の育成活動には、優れた指導者が必要なことから、青少年相談員の資質の向上を図るとともに、青少年団体及び子供会指導者研修会を通して青少年指導者としての地域のリーダーを育成します。

施策2) 交流活動の促進

健全な社会性を有する青少年を育成するため、都市間交流やキャンプへの参加を促進し、地域や同世代の人々と交流する機会の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 青少年キャンプの参加促進
- ・ 都市間交流の実施

施策3) 青少年施設の整備と利用の促進

青少年の社会参加機会を充実するため、青少年施設における、関係団体の利用や市内小中学校の校外学習・体験学習での積極的な活用を促進します。

〔主要事業〕

- ・ 青少年施設の活用の促進

(2) 交流・社会参加の促進

① 青少年交流の促進

地域の世代間交流、異年齢交流や異なる地域の青少年との社会体験・自然体験・野外活動等による相互交流を促進し、思いやりのある心豊かな青少年の健全育成を図ります。

また、未来を担う青少年の国際的視野を広め、国際協力の精神を養い、郷土の姿を正しく理解し愛する心を育むため、「少年の船」などによる国際交流を促進します。

② 社会参加の促進

青少年が社会の一員としての自覚を持ち、自立できるたくましさを育むため、学校、家庭、地域など社会全体の連携を強化し、さまざまな社会体験や地域でのボランティア活動など、子どもたちが積極的に社会参加できる機会の拡充を図ります。

(3) 青少年施設の整備と利用の促進

青少年健全育成のための活動の場である、青少年センター、青少年キャンプ場、青少年会館、少年自然の家など青少年施設の整備と利用の促進を図ります。

施策4) 青少年の自立を支援する体制の整備

青少年の自立促進のため、関係機関と連携しつつ、職業意識の啓発や相談体制の充実を図ります。また、様々な場面での青少年の地域社会への参加を促進します。

〔主要事業〕

- ・ 職業的自立の支援
- ・ 青少年のまちづくりへの参加促進
- ・ キャリア教育の推進

(2) 交流・社会参加の促進**② 社会参加の促進**

青少年が社会の一員としての自覚を持ち、自立できるたくましさを育むため、学校、家庭、地域など社会全体の連携を強化し、さまざまな社会体験や地域でのボランティア活動など、子どもたちが積極的に社会参加できる機会の拡充を図ります。

3-4-1 多文化共生社会の実現

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>船橋市はハイワード市（アメリカ）、オーデンセ市（デンマーク）と姉妹都市提携を、西安市（中国）と友好都市提携をしており、異なった特徴を持つこれらの都市と様々な分野・方法での交流を行っています。さらに今後は、より多面的な交流が求められていることから、今まで継続してきた市民中心の草の根交流に加え、環境・教育等の新たな視点を持った交流事業を展開する必要があります。</p> <p>一方、船橋市の外国人登録者数は年々増加しており、長期間滞在・永住する外国人が多くなっています。</p> <p>こうした状況の中、国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域社会を作るため、ハード（表示等の多言語化・外国人相談窓口や日本語教室の開催・日本社会に関する学習支援等の自立支援）・ソフト（互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとする意識啓発）両面の整備が必要です。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>すべての市民が国際交流の意義を感じることができるとともに、市内に住む外国人との共生により、国際理解が深まっている状態</p>	<p>※第4節-1. 市民主体の国際交流の推進のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第4節 市民主体の国際交流の推進と世界平和</p> <p>1. 市民主体の国際交流の推進 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>本市は、ハイワード市（アメリカ）、オーデンセ市（デンマーク）と姉妹都市提携を、また西安市（中国）と友好都市提携をし、それぞれ文化・スポーツ・経済等さまざまな分野での市民主体の幅広い交流を続けています。</p> <p>今後は、特に次世代を担う子どもたちを中心とした多様な交流機会の充実を図るとともに、市民自らが地域における外国人との日常的な交流を一層推進することにより、草の根から市民の国際理解を深めるとともに、外国人と共生する国際性豊かなまちづくりを展開していくことが必要です。</p> <p>【基本方針】</p> <p>姉妹都市・友好都市をはじめとした諸外国との市民主体のさまざまな交流活動を促進していきます。また、市民や外国人相互の国際理解を深め、外国人とともに生きる地域社会を形成するため、地域に根ざした市民同士の日常的な交流を促進します。</p>

〔施策の方針〕

市民が姉妹・友好都市等との交流の意義を感じられるように、それぞれの都市の特徴を生かした草の根交流や、環境・教育など課題解決型の多様な交流を展開します。また、多文化共生社会の実現に向け、市内に住む人同士が国籍等に関わらず、地域社会を支える主体であると認識し合い、それぞれの力を発揮できる地域づくりを目指します。

《施策の方向》

施策 1) 市民の主体的な国際交流活動の促進

国際交流の機会を充実させるため、市民を中心に組織された国際交流協会をはじめ、市民が主体になった姉妹・友好都市等との草の根交流を支援します。

〔主要事業〕

- ・ 姉妹・友好都市等との草の根交流の支援
- ・ 市民主体の交流の支援

【施策の方向】

(1) 市民による草の根交流の促進

① 人材の育成

地域ぐるみの国際交流・国際理解活動を推進するため、講座や研修会を開催し、国際親善ボランティア等人材の育成を図ります。

② 国際理解教育の推進

世界の国々と、いろいろな分野で幅広い交流を促進するため、外国語指導助手

(ALT) 等による生きた外国語教育をはじめ、外国の生活や文化について正しい理解を持ち、国際社会で生きる日本人としての自覚を深めるため、学校や社会における国際理解教育を推進します。

③ 市民の自発的な交流活動の促進

船橋市国際交流協会を中心とした民間団体のネットワーク化を図るとともに、国際交流活動に関する情報や異文化体験の機会を提供するなど市民の自発的な交流活動を促進します。

④ 交流場所の提供

市民がさまざまな国際交流活動を行うことのできる場所の提供を図ります。

施策2) 外国人と共に暮らしやすい地域づくりの推進

国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域社会の形成を図るため、市内に住む外国人支援、住民同士の相互理解が深まるような事業支援など、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

〔主要事業〕

- ・市内に住む外国人への支援
- ・多文化共生に関する啓発
- ・市内に住む外国人の自立支援と地域社会への参加支援

施策3) 諸外国との都市間交流の推進

より多くの市民が他都市との交流の意義を実感できるように、姉妹・友好都市等との間で社会的課題解決の情報等を交換し、有効に活用するための交流を推進します。

〔主要事業〕

- ・小中高校における姉妹友好校交流の推進
- ・環境・教育等テーマを持った交流の推進

(2) 外国人との共生社会の実現**① 在住外国人との交流**

外国人の増加による本格的な共生社会の実現に向け、文化、風俗、習慣などの違いを相互に理解するため、各種交流事業を通じ、身近な在住外国人との友好を深める機会を提供します。

② 外国人にも住みやすい環境づくり

在住外国人に対し、ボランティアと連携して外国語による生活情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人が暮らしやすいよう、民間、公共施設、道路等の外国語標記を促進します。

(3) 国際交流の促進**① 姉妹・友好都市との交流の促進**

姉妹・友好都市をはじめ世界のあらゆる国々の都市や市民との間で、文化、教育、スポーツ等各分野における市民主体の交流を促進します。

② 諸外国との交流事業の推進

海外諸都市からの使節団、交流団等を受け入れ各種友好交流事業を推進します。

3-4-2 平和施策の推進

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>世界の恒久平和は、人類共通の願いです。しかし、国際社会においては地域紛争、国際テロ等が絶えず、依然として核兵器が存在するなど、恒久平和の実現には至っておりません。本市にあっても、日本が世界で唯一の被爆国であることを踏まえ、戦争の愚かさや核兵器のもたらす悲惨さを訴えていく必要があります。</p> <p>また、世界の経済・金融・人の交流が一層盛んになり地球規模でボーダーレス化が進むことから、平和施策の展開にあっても日本全国・全世界の人たちと平和意識を共有することが必要です。</p> <p>戦後 65 年以上が経過し、戦争・被爆体験の風化が危惧される中、本市では、昭和 61 年（1986 年）12 月に「平和な社会が後の世代にも引き継がれるように」との願いを込めて「平和都市宣言」を行い、毎年、広島・長崎の原爆の日を中心に恒久平和実現と核兵器廃絶に向けた各種事業を実施してきました。</p> <p>しかし、被爆者や戦争体験者の高齢化が進み、次世代への伝承方法が岐路に差し掛かるとともに、各平和事業への市民参加者数は伸び悩んでおります。</p> <p>このため、より多くの市民が参加できる事業に転換を図りながら、市民一人ひとりの心の中に平和を愛し大切にすることを育て伝えられるよう、継続的に平和施策を展開することが必要です。</p>	<p>※第 4 節－2. 人類の願い世界平和のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第 4 節 市民主体の国際交流の推進と世界平和</p> <p>2. 人類の願い世界平和 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>世界平和は人類共通の願いです。しかし、世界には依然として核兵器が存在し、また、地域紛争が起こるなど、世界平和の実現には至っていません。</p> <p>本市では、昭和 61 年（1986 年）12 月に「平和な社会が後の世代にも引き継がれるように」との願いを込めて「平和都市宣言」を行いましたが、今後とも世界で最初の被爆国として、戦争の愚かさ、核兵器のもたらす悲惨さを認識し、全世界の人々に訴え続けていく必要があります。</p> <p>また、各種の平和施策を展開することによって、平和意識の高揚と継承を図り、市民とともに平和を愛するまちづくりを目指していくことが必要です。</p>

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

「平和都市宣言」の趣旨が市民一人ひとりの心の中に浸透し、平和を愛し大切にする気持ちが定着している状態

〔施策の方針〕

「平和都市宣言」の趣旨である世界の恒久平和、非核三原則の遵守、さらには核兵器の廃絶の実現のため、様々な平和施策を市民と行政が一体となって積極的に推進します。

《施策の方向》

施策 1) 平和施策の推進

世界恒久平和の実現を目指すため、学校での学習や、市民間・都市間の交流を通じた国際理解と平和意識の醸成・継承を図ります。

また、非核三原則の遵守と核兵器廃絶を掲げた「平和都市宣言」の趣旨に沿って、国内外の都市と連携をとりながら、より多くの市民が参加できる事業を実施することとともに、平和に関する市民の活動にも協力して平和施策を推進します。

〔主要事業〕

- ・ 平和教育の推進
- ・ 平和式典への市民派遣の推進
- ・ 原爆の日関連事業の推進

【基本方針】

世界の恒久平和、非核三原則の遵守、さらに核兵器の廃絶を掲げた「平和都市宣言」の趣旨に基づいた平和施策を市民と行政が一体となって積極的に推進します。

【施策の方向】

(1) 平和施策の推進

① 平和意識の高揚

21世紀を担う子どもたちに対し、戦争の惨禍や平和の尊さを認識できるよう、学校教育の一環としての平和教育を充実し、児童・生徒の平和意識の高揚を図ります。また、平和映画祭、平和講演会、被爆写真パネル展、平和祈念式典への市民の派遣等、戦争の実相を見ること、聞くことにより、市民の「平和の尊さ」に対する意識の高揚を図るとともに、次世代に末永く継承していきます。

② 市民団体等への支援

「平和の尊さ」について自発的な啓発活動をしている市民団体等に対し、支援を行います。